

## 公募型提案方式による業者選定実施公告

橋本市民病院レストラン（来院者・職員用）運営事業にあたり、下記のとおり業者選定を行う旨、公告する。

2023年3月6日

橋本市民病院事業管理者 古川 健一

### 記

#### 1. 事業の名称

橋本市民病院レストラン（来院者・職員用）運営事業

#### 2. 事業業務の内容

別紙「橋本市民病院レストラン（来院者・職員用）運営事業仕様書」による。

#### 3. 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② レストラン等の飲食業を5年以上営業している者で、かつ安定した経営能力を有する法人または個人であること。
- ③ 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 国税及び地方税に未納の税額がない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑥ 良質な商品および優良なサービスを提供できる資力、能力等を備えていること。

#### 4. 公募型提案方式実施方法

詳細については、別紙「橋本市民病院レストラン（来院者・職員用）運営事業実施要領」による。

## 5. 貸付面積

レストラン	157.68 m <sup>2</sup> (予定座席数 来院者36席・職員32席)
厨房	60.16 m <sup>2</sup>
休憩室	11.52 m <sup>2</sup>
トイレ	5.01 m <sup>2</sup>
食品庫	10.19 m <sup>2</sup>
合計	244.56 m <sup>2</sup>

※コロナ対策として現状は来院者用については16席、職員用については8席で運用中。

## 6. 許可期間

2024年3月31日までとする。許可期間満了後、引き続き使用しようとするときは、許可期間の更新許可を受けなければならない。ただし、更新は4回までとする。(最長で2028年3月31日まで)

## 7. 参加申込

申込期間	2023年3月7日(火)から2023年3月17日(金) 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
申込方法	参加表明書を持参により提出
提出先	和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1 橋本市民病院 地下1階 事務局 総務課 用度係

## 8. 現地内見

参加申込書の提出のあった事業者のうち、希望者に対し現地内見を実施する。

受付期間	2023年3月20日(月)から2023年3月24日(金)
申込方法	現地内見申込書を電子メールにて受付期間内に送付し、原本を実施日当日に持参すること。
メールアドレス	<a href="mailto:hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp">hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp</a>
実施日時	2023年3月27日(月) 午後4時から

## 9. 質問の受付・回答

受付期間	2023年3月8日(水)から2023年3月15日(水)
受付方法	電子メールによる質問のみとする。
メールアドレス	<a href="mailto:hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp">hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp</a>
回答期限	随時回答する。
回答方法	橋本市民病院ホームページにて公表する。

## 10. 業務提案書の提出

提出期間 2023年3月28日(火)から2023年4月6日(木)  
午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)  
必要書類を必要部数揃えた上で持参により提出。

提出先 和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1  
橋本市民病院 地下1階 事務局 総務課 用度係

## 11. 業務提案のプレゼンテーション

日時・場所は、提案者に別途通知とする。

## 12. 借受人の選定

審査委員が、業務提案書とプレゼンテーション実施により、提案内容を評価基準に基づき審査した結果、最も優れた提案をした者を優先交渉権者とする。

## 13. 契約条項

橋本市契約事務規則及びその他関係法令・例規に準じ行う。

以上